

広島県告示第百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県府中市三郎丸町、篠根町、河南町、僧殿町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
矢谷（三三三八一）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八二）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八三）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八四）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八五）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八六）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八七）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八八）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三八九）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
矢谷（三三三九〇）	急傾斜地の崩壊	矢谷（三三三九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

矢谷 (三八三 八一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	矢谷 (三八三 八一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
矢谷 (三八三 八一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	矢谷 (三八三 八一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
日向 (三八三 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	日向 (三八三 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
日向 (三八三 九一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	日向 (三八三 九一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
日向 (三八一 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	日向 (三八一 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
矢井上 (三七 九三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	矢井上 (三七 九三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
矢田 (三八二 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	矢田 (三八二 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
行友 (三七九 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	行友 (三七九 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
定国上 (二〇 九五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	定国上 (二〇 九五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
篠根 (二三三 三一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	篠根 (二三三 三一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
篠根 (二三三 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	篠根 (二三三 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
常国迫 (二〇 七六九―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	常国迫 (二〇 七六九―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
常国迫 (二〇 七六八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	常国迫 (二〇 七六八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
河南境二 (一 〇七六八― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	河南境二 (一 〇七六八― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

重広(五〇 二六b)	土石流	次の図のとおり	
重広(五〇 二六隣)	土石流	次の図のとおり	
僧殿(三七)	地すべり	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。